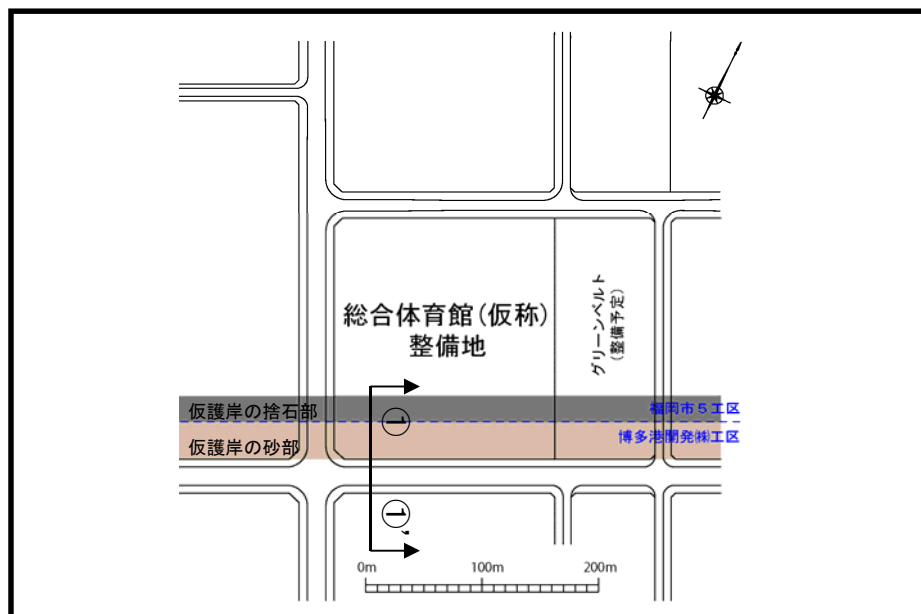
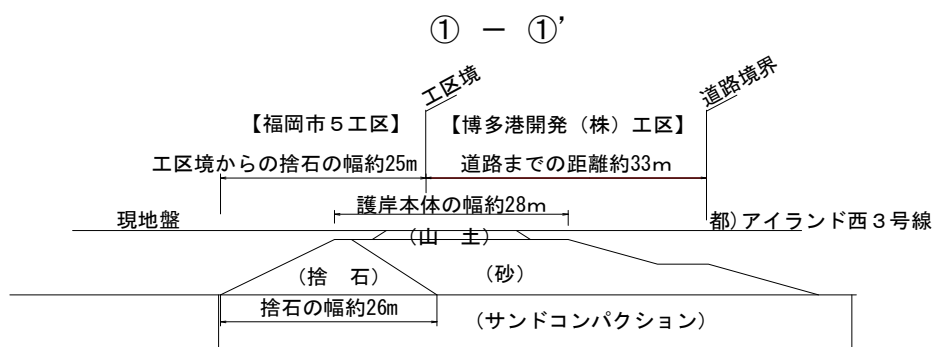




《仮護岸の標準的な断面》

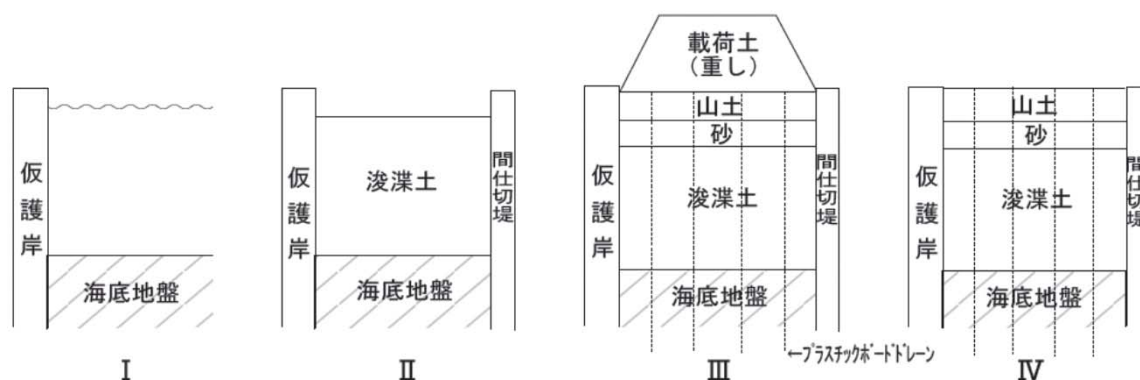


※上記断面は、標準的な断面を示したものであり、現況とは異なる場合があります。

※サンドコンパクションは、仮護岸築造のために海底地盤の圧密沈下防止を目的としたものであり、振動などにより砂を圧入し、締め固めた砂杭を造成して海底地盤の強化を図るものです。

■埋立工事の経緯②

《埋立・地盤改良の段階図》



I. 埋立区域を囲む仮護岸を築造

II. 埋立区域内は、主に博多湾の航路整備で生じた浚渫土（主として粘性土※）を用いて埋立。あわせて間仕切堤により埋立区域内を分割。

III. 浚渫土は、水分を含んでいるため、排水管の役割を果たすプラスチックボードドレンを土中に打設し、重しとなる載荷土により圧密排水。

IV. 十分な水抜きが完了し、地盤が安定したら、載荷土を撤去し、工事完了。

※アイランドシティで用いている浚渫土は、主として粘性土ですが、砂・砂礫等も含んでいます。

■地盤条件等について

・地盤高は、博多港基本水準面(DL)から+4.8m程度です。

・地盤については、将来の上載荷重(1t/m²)に対し、沈下が生じないよう地盤改良を施工しています。
(地盤改良の工法:プラスチックボードドレン及びフレード工法)

※地盤条件等は、港湾局等の調査によるもので、あくまでも目安としてください。

詳細については、事業者の負担により調査を実施してください。